

佐久広域連合告示第6号

平成27年佐久広域連合議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月10日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 平成27年12月25日（金）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	相原久男君	2番	林稔君
3番	柏木今朝男君	4番	小林貴幸君
5番	井出節夫君	6番	菊原初男君
7番	市川稔宣君	8番	神津正君
9番	竹花美幸君	10番	鷹野雄之助君
11番	渡邊光君	12番	嶋崎稔夫君
13番	篠原光一君	14番	木次孝茂君
15番	浅井正昭君	16番	高見澤春野君
17番	内堀次雄君	18番	市村守君
19番	古越弘君	20番	池田健一郎君
21番	土屋春江君	22番	田中三江君

不応招議員（0名）

平成27年佐久広域連合議会第4回定例会

平成27年12月25日（金曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

仮議席の指定

諸般の報告

新議員紹介

新副広域連合長の紹介

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員指名

第 3 会期決定

第 4 常任委員会委員の選任

第 5 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定について

議案第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定について

議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について

議案第39号 平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について

第 6 一般質問

（休憩）

第 7 議案質疑

第 8 議案委員会付託

（休憩）

第 9 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第10 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	相原久男君	2番	林稔君
3番	柏木今朝男君	4番	小林貴幸君
5番	井出節夫君	6番	菊原初男君
7番	市川稔宣君	8番	神津正君
9番	竹花美幸君	10番	鷹野雄之助君
11番	渡邊光君	12番	嶋崎稔夫君
13番	篠原光一君	14番	木次孝茂君
15番	浅井正昭君	16番	高見澤春野君
17番	内堀次雄君	18番	市村守君
19番	古越弘君	20番	池田健一郎君
21番	土屋春江君	22番	田中三江君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二君	代表 副広域連合長 (小諸市長)	柳田剛彦君
代表 副広域連合長 (川上村長)	藤原忠彦君	代表 副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進君
副広域連合長 (小海町長)	新井寿一君	副広域連合長 (南牧村長)	大村公之助君
副広域連合長 (南相木村長)	中島則保君	副広域連合長 (北相木村長)	井出高明君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木定男君	副広域連合長 (御代田町長)	茂木祐司君
副広域連合長 (立科町長)	米村匡人君	監査委員	佐藤勝美君
会計管理者	工藤光司君	事務局長	臼田純武君
消防長	林忠幸君	福祉課長	小澤酉代君
食肉流通 センター所長	菊原秀浩君	成年後見支援 センター所長	三浦一浩君
勝間園所長	井出亮君	清和寮寮長	長田英典君
消防次長	土屋淳君	総務課長	野村秀俊君
予防課長	藤巻春雄君	警防課長	柴崎好広君

議会事務局

事務局次長 土屋博邦 庶務係長 関口直司

◎開会宣告

(午後 1時31分)

○議長（相原久男君） ただいまから、平成27年佐久広域連合議会第4回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

去る10月26日、花岡茂氏から佐久広域連合議会議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定により、議長において同日付で辞職を許可いたしました。

花岡氏の長年にわたる議員活動により、広域行政の振興並びに本広域連合議会に対する御貢献に対し、感謝を申し上げここに御報告いたします。

次に、平成27年度定期監査報告書、並びに例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に配付してありますので、ご覧願います。

◎仮議席の指定

○議長（相原久男君） 議事進行上、仮議席を指定いたします。

新たに選出されました連合議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎傍聴及び報道許可

○議長（相原久男君） 本会議傍聴のため申し込みがございましたので、これを許可してあります。

また、報道機関並びに広報取材のための申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

◎諸般の報告

○議長（相原久男君） 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては印刷してお手元に配付してありますので、ご覧願うことにして、朗読は省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎新議員紹介

○議長（相原久男君） 新議員の紹介をいたします。

新議員は、佐久市議会議員、井出節夫君であります。

ここで挨拶をお願いいたします。

佐久市議会議員、井出節夫君、登壇願います。

〔5番 井出節夫君登壇〕

○5番（井出節夫君） ただいま紹介を受けました、佐久市の市会議員の井出節夫でございます。花岡茂議員の議員辞職に基づきまして、佐久市で選出をされました。佐久広域連合を住みやすい、住んでよかった、住み続けたい、こういう佐久地方、佐久地域をつくるために、微力ですけども尽力したいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（相原久男君） 次に、新副広域連合長紹介をいたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 新副広域連合長の御紹介を申し上げます。

去る11月10日告示の南牧村村長選挙におきまして、当選を果たされました大村公之助さんであります。

次に、同月17日告示の南相木村村長選挙におきまして当選をされました、中島則保さんであります。

以上、御紹介を申し上げますとともに、心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

○議長（相原久男君） 続いて、新副広域連合長から御挨拶をお願いいたします。

南牧村、大村公之助君、登壇願います。

〔副広域連合長 大村公之助君登壇〕

○副広域連合長（大村公之助君） ただいま紹介いただきました、南牧村の大村公之助でございます。

広域連合のために一生懸命頑張りたいと思っております。何分皆様の御指導、御協力をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（相原久男君） 南相木村長、中島則保君、登壇願います。

〔副広域連合長 中島則保君登壇〕

○副広域連合長（中島則保君） ただいま御紹介をいただきました、中島則保でございます。

佐久広域連合のために、微力ではございますが尽力したいと思っておりますので、今後ともよろしくお祈りを申し上げたいと思います。

◎日程第1 議席の指定

○議長（相原久男君） 日程第1 議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

5番、井出節夫君、以上のとおり指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長（相原久男君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、小林貴幸君、6番、菊原初男君の2名を指名いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長（相原久男君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、11月30日に議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を委員長から御報告願います。

議会運営委員長、林君。

〔議会運営委員長 林稔君登壇〕

○議会運営委員長（林稔君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月30日、佐久広域連合議会第4回定例会の会期及び日程等について議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、条例案4件、予算案2件の計6件であります。一般質問の通告者は2名であります。

また、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、皆様の御協力を得まして本日1日間といたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告いたしました。

○議長（相原久男君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（相原久男君） 日程第4 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております、常任委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

社会文教委員会委員に、井出節夫君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました井出君を、社会文教委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第5 議案の上程

○議長（相原久男君） 日程第5 議案の上程をいたします。

連合長から、条例案4件、予算案2件の計6件が提出されております。

議案第34号から議案第39号までの6件を一括上程いたします。

次に、連合長から、招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 本日、平成27年佐久広域連合第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には定刻に御参集をいただき、議会が開会できましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、年の瀬も迫り、ことしは暖冬の影響により、スキー場のオープンも例年よりおくれておりますが、本格的ウィンターシーズンを迎えて、今後の冷え込みと積雪により、多くの方が佐久地方のスキー場に訪れていただけますようお願いいたします。

それでは、議案の総括説明を申し上げます前に、今年1年を振り返りながら、佐久広域連合の運営状況について5点申し上げます。

まず1点目といたしまして、川上村出身の油井亀美也宇宙飛行士が、7月23日から国際宇宙ステーションでのミッションを無事終了し、この12月11日に無事帰還されたことであります。

新聞報道等でも御承知のとおり、国際的にも重要なさまざまなミッションを日本人代表としてなし遂げられたことは、私たち同郷の誇りでもあり、多くの感動を与えていただきました。

次に、2点目として、来年9月24日から25日の2日間、「G7交通大臣会合」が軽井沢町で

開催されることが決定されました。軽井沢を会場として開催される「G7交通大臣会合」の成功のために、佐久広域連合といたしましても、地元の軽井沢町や長野県と一体となった支援、協力をしたいと考えております。長野県内で初めて開催されるG7交通大臣会合は、各国大臣が集まるハイレベルな国際会議であります。この会合を契機としたさまざまな取り組みにより、佐久地域が持つ強みや価値を広く世界に発信したいと考えておりますので、議員各位にも特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、3点目といたしまして、3月14日、北陸新幹線が金沢まで開業されたことであります。北陸新幹線金沢開業によって、佐久平、軽井沢からはおおむね2時間余りで金沢まで行き来することができ、北陸地方との交流も大きく様変わりしてまいります。

JR東日本の発表によりますと、今夏の8月7日から17日までの10日間の軽井沢駅の乗降人員は、前年対比7%増の7万5,000人に上っているのであります。

北陸新幹線金沢延伸に伴いまして、東西日本を結ぶ新たな大動脈のその真ん中に位置する長野県の地理的優位性をどう生かすか、金沢や富山を基軸とした広域的旅客流動や観光ルートの再編が進む中、新たなビジネスチャンスと捉え、より一層のPRを行うことで、さらなる交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えています。

また、北陸新幹線金沢開業の本年は、JR小海線全線開通80周年を迎えました。沿線市町村や関係機関が協力しながら、さまざまなイベントが開催されたところであります。

佐久広域連合でも、小海線31駅と短歌よる31音のつながりから、「小海線の歌」短歌コンテストなどを開催をいたしました。コンテストでは、山梨県から地元佐久地域の多くの高校生に御参加をいただき、改めて地域を見詰め直す機会となったものと思います。コンテストの応募状況と結果については、北は北海道、南は九州まで1,859作品の応募があり、小海町出身で世界的評価の高いアニメーション監督の新海誠さんにも審査をしていただいたところであります。大賞を受賞された佐久穂町在住の市川エツ子様は、みずからもこの地に移住されたとお伺いしましたが、先人から受け継がれた小海線の過去を振り返りながらも、生活路線として確保しながら、小海線の魅力を多くの方に発信することで、観光振興にもつなげてまいりたいと思います。

4点目として、消防関係について申し上げます。

佐久消防署の建設に合わせて整備を進めてまいりました消防指令センターが、4月1日から運用を開始いたしました。

消防指令センターでは、佐久圏域11市町村からの119番緊急通報を一括して受信し、発信地表示システムにより、通報された方の位置が地図上で確認できるため、火災や救急などの出動に対して、それぞれの消防署へ迅速で的確な出動指令を行うとともに、車両動態管理システムによりまして、効率的な出動車両の編成が可能となり、初動体制の強化を図ってまいります。

また、昨年の御嶽山噴火災害によります行方不明者の再捜索を、長野県市町村災害時相互応援協

定に基づきまして、7月29日から8月6日の9日間、当佐久広域消防本部からは5名を派遣し、事前に目撃情報等から不明者の居場所を絞り込み、重点搜索エリアと設定されたエリアは全て搜索を実施し、行方不明者1名を発見、身元が確認をされております。しかしながら、残された行方不明者、御家族の皆様的心情をお察し切れません。

今後におきましても、火災予防活動、警防活動及び救急、救助活動はもとより、自然災害等への対応など幅広い活動を通して、圏域住民の安全と安心の確保に努めてまいります。これからの時期、寒さの訪れとともに、暖房器具等の火気を使用する機会がふえ、火災の発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災から尊い命や財産を守るために、より一層の火災予防啓発と、防火意識の高揚を図っていかねばならないと考えております。

最後になりますが、5点目として、食肉流通センターの事業につきまして申し上げます。

昨年度はPED（豚流行性下痢）の影響により処理頭数が激減をいたしました。4月に入り処理頭数も月当たり平均、小動物換算で約3,000頭と順調に回復をしている状況となっております。また、PR活動の一環として11月7日に駒場公園において、多くの皆様の協力のもと、佐久広域食肉流通センター祭、大お肉祭りを佐久市農業祭と同時開催により実施し、来場者数1万8,000人余と、成功裏に終了することができました。引き続き、安心して安全な食の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

それでは、引き続きまして議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、条例案4件、予算案2件の計6件であります。

初めに、条例案について申し上げます。

1件目の「議案第34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、個人番号をその内容を含む特定個人情報の保護等について規定するとともに、保有個人情報の開示請求について、所要の改正をしようとするものであります。

2件目の「議案第35号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定について」であります。行政不服審査法の施行により、広域連合の処分に対する不服申し立てに係る審理の妥当性について諮問することとされた行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めようとするものであります。

3件目の「議案第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。行政不服審査法の施行に伴い、広域連合の処分する不服申し立てについて、広域連合の関係条例について、所要の整理を行うものであります。

4件目の「議案第37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定について」であります。現行の「佐久広域連合職員の定年等に関する条例」で規定されておりました広域職員の再任用について、別途条例を整備し、職員の再任用に関し必要な事項を定めようとするものであります。

続きまして、予算案について申し上げます。

まず、「議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）」は、来年4月からの火葬場の運営につきまして、平成28年度から3年間の債務負担行為をお願いするものであります。

次に、「議案第39号 平成27年度佐久広域連合消防特別会計補正予算（第2号）」であります。344万9,000円を増額補正して、総額を21億7,244万9,000円とするものであります。

以上、議案概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長、消防長より説明をいたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げ、総括説明とさせていただきます。

◎議案第34号の説明

○議長（相原久男君） 議案第34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の議案つづり、3ページから9ページをお願いいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行によりまして、国民一人一人の個人番号が本年10月から本人に通知され、来年1月より利用が始まることに伴い、佐久広域連合個人情報保護条例につきましても、所要の改正を行おうとするものでございます。

今回の主な改正点につきましては、大きく分けて2点ございます。

1点目といたしましては、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義した上で、その保護のための措置の新設でございます。

これは、特定個人情報が従来の個人情報より個人を識別する機能が向上していることから、番号利用法、いわゆるマイナンバー法の規定に従い、特定個人情報につきまして、これまでの規定よりさらに厳格な保護措置を新たに設けるものでございます。

2点目といたしまして、情報提供等記録の保護のための措置の新設でございます。

これは、マイナンバー法におきまして特定個人情報を含む情報を、庁内外を問わず提供した際の記録につきましても、目的外利用の禁止、提供の制限等の保護措置が規定されていることから、本条例におきましても、同様の規定を新たに設けるものでございます。

このほか、個人情報の開示請求等にかかわる規定につきましても、所要の整理を行おうとするも

のでございます。

なお、附則で本条例の施行につきましては、法律の施行日に合わせて２段階とし、第１条の改正規定は公布の日、第２条につきましては、今後政令で定められた日から施行しようとするものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議案第３５号の説明

○議長（相原久男君） 次に、議案第３５号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第３５号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の議案つづり、１０ページから１３ページをお願いいたします。

本案は行政不服審査法の施行によりまして、新たに設置することとなります佐久広域連合行政不服審査会の組織、運営等につきまして、必要な事項を定めようとするものでございます。

この行政不服審査会につきましては、行政不服審査における一層の公平性、公正性の確保を目的とした行政不服審査法の施行により、国及び各地方自治体に設置が義務づけられる第三者による諮問機関で、行政庁の処分に対する審査請求があった場合に、当該行政庁からの請求に対する採決の案につきまして、諮問を受けて、審理、答申を行うものでございます。また、当広域連合における審査会の設置方式につきましては、常設という形式ではなく、案件ごとの設置とするものとし、審査会の役員は５人以内とするものでございます。

なお、附則で本条例は平成２８年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議案第３６号の説明

○議長（相原久男君） 次に、議案第３６号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 議案第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

お手元の議案つづり、14ページから18ページをお願いいたします。

本案は、行政庁に対する国民の不服申し立てにつきまして、その手段の充実、拡大等を目的とした行政不服審査法の施行に伴い、広域連合の処分に対する不服申し立て手続が整備されることから、関係する条例、佐久広域連合情報公開条例、佐久広域連合個人情報保護条例、佐久広域連合手数料条例の3件を一括して改正しようとするものでございます。

なお、附則で本条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議案第37号の説明

○議長（相原久男君） 次に、議案第37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定について、説明を求めます。

事務局長、臼田君。

[事務局長 臼田純武君登壇]

○事務局長（臼田純武君） 議案第37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

お手元の議案つづり、19ページから22ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員法及び地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めようとするものでございます。この再任用に関する規定につきましては、佐久広域連合職員の定年等に関する条例に規定がございしますが、この条例の一部を改正し、現行の地方公務員法の規定に沿うように再任用条例として新たに整備をしようとするものでございます。

主な内容でございますが、平成25年度に60歳定年退職になる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられることになったことに伴い、定年退職者に準ずる者を25年以上勤続して退職した者であって、当該退職日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者と規定することにより、定年退職する職員の雇用と年金の接続を図ろうとするものでございます。

なお、附則で本条例は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議案第38号の説明

○議長（相原久男君） 次に、議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

お手元の議案つづり、一般会計補正予算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

本案は、予算総額に変更はございませんが、佐久市より事務委託を受け、平成28年4月1日から供用開始をいたします、佐久平斎場の火葬等業務委託にかかる経費につきまして、平成28年度から平成30年度までの3年間、総額1億4,800万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上御決議を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第39号の説明

○議長（相原久男君） 次に、議案第39号 平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

消防長、林君。

〔消防長 林忠幸君登壇〕

○消防長（林忠幸君） 議案第39号 平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

お手元の、佐久広域消防特別会計補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

本案は第1条の既定の予算に歳入歳出それぞれ344万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億7,244万9,000円にしようとするものでございます。

補正内容につきましては、消防本部、佐久消防署及び御代田消防署で発生いたしました落雷被害に伴います修繕料の増額をお願いするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げますので、3ページをご覧ください。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金につきましては、188万3,000円の増額をお願いし、総額を20億8,809万1,000円にしようとするものでございます。

款7諸収入につきましては、建物総合損害共済災害共済金の156万6,000円を増額し、総

額を261万8,000円にしようとするものでございます。

次に歳出でございますが、款1消防本部費につきましては、落雷被害に伴う修繕料43万9,000円を増額をお願いし、総額を3億7,654万3,000円にしようとするものでございます。

款2消防諸費につきましても消防本部費と同様落雷被害に伴う修繕料で、佐久消防署及び御代田消防署の2消防署の合計、301万円の増額をお願いし、総額を17億6,235万6,000円にしようとするものでございます。

5ページに消防本部費、消防署費の明細が載っておりますのでご覧いただきたいと存じます。

この結果、組織市町村からの市町村分担金が変更となっておりますので、6ページに補正後の市町村分担金を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎日程第6 一般質問

○議長（相原久男君） 日程第6 一般質問を行います。

一般質問の発言者は、3番、柏木今朝男君、5番、井出節夫君の2名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について御協力を願います。

最初に、柏木今朝男君の質問を許します。

3番、柏木今朝男君。

〔3番 柏木今朝男君登壇〕

○3番（柏木今朝男君） 3番、柏木今朝男でございます。通告順に従い、質問をさせていただきます。

初めに、消防職員の皆様には、圏域住民の生命、財産を守るため、昼夜を問わず対応をいただいていることに感謝を申し上げます。

消防業務につきましては、少子高齢化の進展や社会情勢の複雑多様化する中、救急出動が増加傾向にあることに加え、地球の温暖化による大型台風や豪雨災害等の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念されるなど、こうしたあらゆる災害に備え機械器具の充実や職員の資質向上を図り、圏域住民の負託に応えなければならないものと考えます。

このようなことを踏まえ、消防職員の配置について質問をさせていただきます。

平成12年4月からの佐久広域連合消防発足に伴い、消防職員の連合職員への身分統一が実施され、給与の統一が図られたことから人事異動が始まったと聞いておりますが、以前から比べると異

動により消防署の管轄外に住所を置く人が多いのではないかと懸念の声も聞かれます。このことから、質問の1として、各消防署における地元管轄内職員の数と割合はどうか伺います。

次に、人事異動が多くなりますと、必然的に通勤手当支給額も増額をすると考えます。このことから、質問2として、平成21年度決算と平成25年度決算における消防署職員全体の通勤手当総額の比較はどうか伺います。

質問3として、この職員配置におけるメリット及びデメリットは何かを伺います。

次に、地元管轄内職員が少ないと平成26年2月の大雪のような場合や、大災害時において緊急に職員招集し災害対応することができるのかが危惧をされます。このことから、質問4として大雪や大災害時における職員対応はどうかについて伺います。

以上で、壇上からの質問を終わり、答弁を聞いた後、質問をさせていただきます。

○議長（相原久男君） ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

消防長、林君。

〔消防長 林忠幸君登壇〕

○消防長（林忠幸君） 柏木議員の御質問の消防職員の配置につきまして、順次お答えいたします。

まず1点目の、各消防署における管轄内職員の数と割合につきましては、各消防署ごとに申し上げますと、小諸消防署につきましては、職員数31名のうち管轄内職員が13名で比率は42%でございます。佐久消防署では職員34名中18名で、53%であります。軽井沢消防署は30名中11名でして、37%であります。北部消防署では25名中10名の40%でございます。川西消防署は25名中5名の20%でありまして、南部消防署は川上分遣所を含めまして職員数33名のうち19名で57%、御代田消防署につきましては21名中5名で24%でございます。

また、7消防署の平均でございますが、39%が管轄内の職員の職員割となっております。

2点目の平成21年度決算と平成25年度決算における、消防署職員全体の通勤手当総額の比較につきましては、平成21年度決算額が1,324万1,000円でありまして、平成25年度決算額は1,451万4,000円でございます。比較いたしますと9%の増額となっております。

人事異動につきましては、基本的に広域管内全体でございますが、極端な通勤距離、時間とならないよう考慮し、人事異動を行っております。

次に、現在の職員配置におけるメリット及びデメリットは何かの御質問でございますが、考え方をお答えします。

本年4月には消防指令センターを開設し、佐久広域管内11市町村からの119番通報は全てこの指令センターで受信し、各消防署への出動指令を行うとともに、発生場所の地図表示情報も出動車両等へ送り、ナビゲーションシステムによる現場までの誘導をしてくれます。この通信指令体制の一元化に伴い、現在の職員配置は広域的観点から各消防署の人員体制の見直しを行い、職員の年齢構成と階級のバランスをとりながら実施しております。

今後も管轄内の人口動態等の変化に対応できるよう、人員体制を随時見直し、組織の活性化を進め、現在の人員異動の形態を維持し、広域消防のスタンスを保ちながら実施してまいります。

最後に、大雪や大災害における職員対応はどうかにつきましては、一昨年の大雪時の教訓として、大雪や災害によって所轄署に出動が困難な場合は、自宅から直近の最寄りの消防署に出動し勤務をすることとしております。

このように、事案に対応できる消防職員の知識、技術の向上及び平均化を行いながら、各消防署の消防力の強化を図っております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） ただいまの答弁に対しまして、再質問はよろしいでしょうか。

3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 一通り御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず質問1の各消防署における地元管轄内職員の数と割合をお聞きをしました。7消防署のうち小諸消防署と、また御代田消防署、それから軽井沢消防署を例にとりますと、今、御答弁をいただいた中で小諸消防署は42%、御代田消防署が24%、軽井沢消防署が37%という比率で管轄内職員の配属の割合ということをお聞きをしました。こういう状況の中で、配属をされているという状況ですが、平均すると39%ということですね。ということなんです、私はこの採用されている職員数の割合、割に配属職員が少ないのではないかとということ、今の数字を聞いて感じるわけですけれども、この体制の中で昨年2月のようなこの大雪のときに、例えば大火災なんかが発生した場合、職員の招集と災害対応ができるのか、疑問に思うわけですけれども、特にこの軽井沢消防署は広域圏の北東部に位置をしておりますけれども、応援体制が期待できるのは隣の御代田消防署だけになるのではないかなというふうに思います。この人事異動も必要と思いますけれども、地元職員の大体半分くらいが配属されている程度の人事異動が、各消防署の消防体制の強化につながるのではないかなというふうに思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（相原久男君） 答弁願います。消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） ただいまの御質問にお答えします。

今申し上げましたように、7消防署平均しますと約4割ぐらいが管轄の職員となっております。消防署の状況、各署の状況等の違いはございますけど、消防職員も専門みたいな知識を持った職員もございますし、その状況等もかんがみまして、今、適正な配置には努めてございます。組織としましても活性化等も図っていかねばならないと考えておりますので、消防職員としましても、管内の11市町村等の状況も精通を図りながら、地元にあまりこだわりもなく職員として職務とかを遂行していく上でも、対応していくことが必要かなと思っておりますので、そこら辺を御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 御答弁をいただきましたけれども、例えば今のこの質問の2ですけれども、広域連合の管轄範囲というのは、1,571平方キロメートルとかなり広域となるわけですが、この今御説明をいただいた中で広域全体を異動範囲としているということで御答弁いただきましたけれども、極端な例を申し上げますと、この軽井沢消防署管内の採用者が南部消防署とか川上分遣所、こちらのほうに勤務するということになると、この勤務手当も増えてまいります。これが消防力の強化につながるとは考えにくいわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（相原久男君） 消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） お答えします。

今言われたように、南部消防署とか軽井沢消防署は端になりますので、あまり消防職員ばかり、今申し上げましたように通勤が遠くなれば当然通勤手当等も伸してまいりますので、あとまた消防職員としての緊急性もございますので、そこら辺は配慮しまして、人事異動を今行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） また、質問したメリット・デメリットについても説明をいただきましたけれども、この人事異動で管轄内採用職員を各消防署に配属をさせることによって、各消防署の平均化を図るという先ほど御答弁にもありましたが、そういった考え方もありますけれども、各消防署の持つ地域性、また特性、こういったものを伸ばすこととか、また地元消防団との緊密な連携、こういったことの地元重視という考え方によってその各消防署の消防力の強化を図っていく、このことも非常に必要なことではないかなというふうに考えますけど、この点いかがでしょうか。

○議長（相原久男君） 消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） 今の御質問にお答えします。

消防指令センターも整備されまして、各消防署の特殊事情もいろいろございますが、管轄署内の状況も把握しなければいけないということもありますので、その配属されましたら走行訓練とか調査等を通じまして、地域の特殊性も把握するというのも大事でございますので、そういうところにも努めていき、また今申し上げましたように地域のためにも消防として頑張らなければいけないこともございますので、平均化も考えながら、地域住民のために頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 平均化とともに地域性等も重視をしていくという御答弁もいただきました。この質問の4にありますように、この大雪や大災害における職員の対応、これは先ほど御答弁をい

ただきましたが、最寄りの消防署、こういった大災害のときには最寄りの消防署、配属消防署ではなくて最寄りの消防署のほうに災害対応に行くという御答弁をいただきましたけれども、その場合、勤務体制を職員に徹底をされているのかどうか、その点をお聞きをしたいと思います。

○議長（相原久男君） 消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） ただいまの質問にお答えします。

本部といたしましても、各消防署の状況等も違いがございます、これといった取り決めはございません。そういう災害が発生しましたときには、一応、本部から指示をいたしまして、各消防署で対応をしていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） その各消防署との連携がとれていないって御答弁いただきましたけれども、こういう緊急性のあることについては、そういったことの体制整備と申しますか、そのことをしておかなければ、指令センターから一括というのもどうかと思いますけれども、こういう緊急性のときに最寄りの消防署に行くんだということの、そういう連絡体制とか、そういったことを各消防署で共有はしていなければならないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（相原久男君） 消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） ただいまの御質問にお答えします。

一応、本部と消防署、今申し上げられたように連携をとらなきゃいけないということで、一応そのことは本部と消防署と連携はとっている状況でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 災害対応についてですけども、広域消防は地元消防団と同様に圏域住民の絶大なる信頼を得ていると思いますけれども、その信頼を得ているからこそ緊急出動、また災害対応、捜索等において、迅速な対応で生命財産を守り続けていかなければならないと思います。仮にその迅速な対応ができなかった場合は、消防の信頼の失墜にもつながりかねないと思います。現場対応をする消防署の災害対策力、これを強めていくことが広域消防全体の信頼や消防力向上へとつながってくるというふうに考えますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（相原久男君） 消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） お答えいたします。今、柏木議員言われるとおり、消防力というのは大切なものです。やっぱり地域の消防署だけでは対応できませんので、地元の消防団とも協力しながら対応をしていくというのが大事でございますので、今後も各消防団とか各署連携を深めながら災害対応に邁進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 今回の一般質問の要旨としましては、先ほど申し上げましたけれども、広域消防というのは身近な防災組織として圏域住民に絶大な信頼を得ており、広域として機械器具の充実も図っているわけですが、実際に機械器具を使用して災害対応するのは職員でありますので、大災害のときに職員が集まらなくて出動ができないということのないよう、また消防力の強化となる人事異動が必要であるということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（相原久男君） 以上をもって、柏木君の質問を終結いたします。

次に、井出節夫君の質問を許します。

5番、井出君。

〔5番 井出節夫君登壇〕

○5番（井出節夫君） 5番、井出節夫でございます。今定例会に対する一般質問を行いたいと思います。

3点ございます。

1点目として、佐久広域計画の圏域づくりの推進目標の②こちよ安全な生活圏づくりについて質問いたします。

平成23年3月に、佐久広域連合で策定されました、佐久広域連合広域計画では、佐久圏域の将来像を描いております。その中で、圏域全体が発展するためには、持続可能な地域としてあり続けるために、先人から受け継いだ自然環境や文化を大切に育み、次世代を担う若者たちが定着し、多様な人が交流できる地域を形成することが必要だとしております。

そうした点を踏まえ、将来像の実現に向けた圏域づくりの六つの推進目標を掲げております。その2番目にこちよ安全な圏域づくりがあります。そこでは豊かな美しい自然環境を生かした地域づくり、こちよ安全な生活環境の形成を目指しています。こうしたことから3点にわたり質問をいたします。

(1)として、米軍機の轟音の実態についての質問であります。また、夜間訓練、住宅密集地での訓練の中止を関係機関に要請するよう提案するものであります。

米軍機の轟音飛行問題は、今年の春先から頻度が激しくなり、住民の不安が募りました。佐久市議会6月定例会での市の答弁では、2月から5月まで市への電話やメールは67件あり、問い合わせや苦情が続きました。4月30日に開催されました佐久市の子ども議会でも、中学生の質問で轟音問題が取り上げられ、夕方から夜間の轟音に不安を抱いているという声が寄せられました。佐久市のみならず佐久地域でどのような実態なのかをお伺いします。

柳田連合長も、この問題については市長会などを通して御努力いただいておりますが、佐久広域連合として轟音問題の解消について、関係機関に要請できないかを伺います。

(2)として、米空軍CV-22オスプレイの佐久地域上空での訓練中止と要請をするようにとの質問であります。

米軍機の轟音問題で苦情や要請を重ねる中で、轟音は少し下火になっております。そうした中、11月5日の信濃毎日新聞の報道で、米空軍オスプレイの訓練区域が突然発表されました。佐久地方では、南から小海町、佐久穂町、佐久市、立科町、小諸市、御代田町、軽井沢町の7市町であります。長野県内では17市町村が該当いたします。米空軍CV-22オスプレイは、2017年以降に横田基地に配備される報道は承知しておりましたけれども、訓練区域が佐久地方の上空だということによって不安が広がっております。

この記事の中で、日米合同委員会の合意では、米軍機は原則として地上150メートル以上の高さを飛ぶと定められているということでもあります。しかし、在日米軍基地監視団体によれば、米空軍の手順書には地上30メートルから100メートルを飛ぶことを前提とした記述があり、特殊任務では探知されないように夜間低空での訓練をするということでもあります。

5月17日にハワイのゴルフ場近くでオスプレイが訓練中に着陸に失敗する事故を起こし、1人が死亡、21人が病院に搬送されました。今年9日には、カリフォルニア州の海兵隊基地で着艦に失敗する事故が起きました。負傷者はないという報道ですが、オスプレイは開発段階から事故が相次いでおります。佐久地方の上空がこうした危険な飛行機の訓練区域になっていることは、佐久の圏域がこちよ安全な生活環境とはいえない状況になります。訓練中止の要請について伺います。

3点目に、横田エリア管制権の返還についてであります。日米安保条約の日米地域協定に基づき、日本には米軍基地が置かれています。米軍横田基地の空軍の飛行訓練区域がいわゆる横田エリアと呼ばれ、1都8県にまたがっております。上空2,400メートルから7,000メートルまでの空域の管制権を米軍が持っております。佐久地域の上空もこのエリアに入っております。

さきの轟音問題、オスプレイの訓練問題もこの横田エリアがあるがゆえの問題であります。外務省などを通じてこの横田エリアの管制権の日本への返還を求められないか伺います。

次に、大きな2点目であります。広域計画の広域的なごみ処理の推進について伺います。

広域計画では16項目めとして、広域的課題の調査研究に関することとして、ごみ処理問題を取り上げております。そして、ごみ処理の統合化において関係市町村で行われているごみ処理の分別収集からリサイクルプラザ、最終処分場までの広域統一施策について研究をしていくと述べられています。まず、この研究の状況について伺います。

3項目めとして、緊急搬送体制について質問いたします。2点あります。

1点目は、26年度以降の緊急搬送の状況について伺います。昨年3月に佐久総合病院佐久医療センターが開所し、佐久地域の医療体制は大きな飛躍を遂げました。大都市の病院に行かなくても佐久の地域で高度医療が受けられる体制ができたわけです。こうした医療環境の確立と同時に、高齢者の増加などにより佐久消防本部の救急出動件数が増加しているの見受けられますが、その現状について伺います。

(2)として、こうした救急搬送の増加に伴い、救急車から病院への搬送が断られる不応需件数

が増加しているようであります。近所に救急車がとまったので心配をして誰だろうかと見に行った。患者さんが救急車に乗せられたがなかなか発車しなかったという話を、最近聞く機会が増えたような気がします。病気によっては一刻を争うわけですから、搬送時間の短縮は最重要課題です。

そこで、管内の不应求の状況とその対策について伺います。

以上、大きく3点についてであります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（相原久男君） ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

連合長、柳田君。

[広域連合長 柳田清二君登壇]

○広域連合長（柳田清二君） 佐久広域計画圏域づくりの推進目標、ここちよい安全な生活圏域づくりにかかわる質問につきまして、順次お答えを申し上げます。

まず米軍機の轟音の実態と夜間訓練、住宅密集地での訓練中止を関係機関に要請をとのお尋ねでございます。

佐久圏域の上空を飛行した飛行機の轟音に対する問い合わせや苦情につきましては、佐久広域圏内の11市町村に確認をいたしましたところ、本年度において佐久市で43件、小諸市で1件、軽井沢町で3件、御代田町で2件、小海町で1件、計50件の問い合わせがあり、長野県危機管理防災課に対し、航空機の騒音等に関する問い合わせを行っておりますが、その回答につきましては、必ずしも米軍機によるものとは限らず、機体不明のケースがあると伺っています。また、その飛行目的や飛行ルートなどにつきましては、いずれも詳細は不明であるというのが実情でございます。

また、夜間訓練、住宅密集地での訓練中止を関係機関に要請することについてでございますが、米軍機の飛行につきましては、我が国の安全保障に深くかかわることから、広域連合といたしまして、基本的には国が責任を持って対応すべき問題であると考えております。

次に、米空軍CV-22オスプレイの佐久地方上空での訓練中止を関係機関に要請をとの御質問です。初めに、佐久圏域の上空を米軍機CV-22オスプレイが訓練することについての経過につきまして申し上げます。

本年5月にアメリカ政府によります2021年までに10機のCV-22オスプレイを横田飛行場に配備し、そのうちの3機については2017年に配備するとの発表を受け、防衛省北関東防衛局からCV-22オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レビューが本年10月、長野県に対し情報提供をされました。環境レビューによりますと、幾つかの訓練区域に記載されている中で、県内では自衛隊の高高度訓練区域、通称エリアHがオスプレイの訓練区域となっており、県内では17市町村が対象となっております。17市町村のうち、佐久圏域といたしましては小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町の7市町が対象となっております。

これは全体がエリアに含まれている市町のほかに、一部のみが含まれている市町を含むものでございます。

このような中、長野県によりますと、県内全市町村に環境レビューを公表するとともに、それに対する意見や質問を求め、提出された各市町村からの意見等を集約し、本年10月28日付で防衛省北関東防衛局に文書にて提出したと伺っています。

これに対し、防衛省からの回答につきましては、未だ出されておきませんが、今後、米空軍のCV-22オスプレイにかかる配備の問題に限らず、佐久圏域の上空を飛行する航空機につきましては、現に住民の皆様の中には不安を感じている方もいらっしゃることから、広域連合といたしましても動向を注視してまいりたいと考えています。

なお、佐久市におきましては、飛行に関する情報を公表することなどについて、長野県市長会や北信越市長会でも議題として提案をさせていただき、来年度の全国市長会につきましても議題として取り上げていただく運びとなっております。

長野県市長会、北信越市長会では、いずれも是とするということで、議決をされていますので、次なる場面としては全国市長会ということになってまいります。

また、本年11月12日、熊田防衛大臣政務官へ私から直接佐久市の状況を説明し、対応をお願いをしてまいりました。これを受けまして、北関東防衛局の担当者が12月3日、佐久市内の現状等を把握するため、来庁をされました。その際に航空機による轟音と米空軍CV-22オスプレイの訓練について、情報公開や安全性の確保など、先ほど申し上げました、県に意見として提出した事項を含め、責任を持って対応していただくよう要請を行ったところでございます。

また、広域連携といたしましては、本年9月8日には、長野県と佐久地域の関係市町村における米軍機等騒音対応に係る検討会において、さらなる実態の把握、騒音測定等についても協議をしたところでございます。

いずれにいたしても、米空軍CV-22オスプレイの配備につきましては、国において早急に県等からの意見等に回答するとともに、飛行の安全性や訓練内容など、詳細について関係市町村や住民に十分な説明を行うことが不可欠であると考えています。

次に、横田エリアの管制権の返還についての御質問です。

横田進入管制区、通称横田基地につきましては、横田区域につきましては、米軍の管制下にあり、民間航空機につきましても、横田エリアを飛行する場合は、米軍による許可を受けなければならず、効率的な飛行の妨げになっていると伺っています。このエリアにつきましては、日米両政府の協議により段階的な一部返還は実現しているものの、日本政府が求めております全面返還につきましては、米軍は応じられないという立場をとり続けています。

このような課題がございますことから、今後におきましても横田エリアの問題につきましては、基本的には国が責任をもって対処すべき事項であると考えておりますが、自国の上空を自国の飛行機が飛行することに制約があることや、どこの国に属する飛行機が飛行しているのか把握できない事実、こういったことが現に起きていることございまして、安全保障上の観点から大変重要な問

題だというふうに思っています。

こうした事態が解消されるために、一日も早く当該エリアの管制権が全面的に日本に返還される
ことが必要不可欠というふうに考えている次第です。

○議長（相原久男君） 答弁願います。

事務局長、臼田君。

〔事務局長 臼田純武君登壇〕

○事務局長（臼田純武君） 井出議員さんからの御質問がございました、2点目の広域のごみ処理の
推進につきまして、お答えいたします。

初めに井出議員さんが申し上げましたとおり、佐久広域連合では広域的課題の対処方法の調査研
究を行うため、事務事業に広域のごみ処理の推進に関する調査研究を定めております。この広域的
なごみ処理に関する調査研究は、平成10年8月に策定されましたごみ処理広域化計画に基づき、
統合施設の設置に向けた推進の方法を研究するため、広域連合の事務として位置づけたものでござ
います。

これまでも検討委員会を設置して、協議を行い、また市町村のごみ処理の排出量などの現状調査
も実施しております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の処理につきましては
は、ごみの分別収集に始まり、焼却場から最終処分までが市町村の責務となっております。こうし
た中、佐久広域連合の組織市町村のごみ処理の現在の状況は、一部事務組合により処理する市町の
ほか単独で処理している村、また民間事業へ委託している町など様々でございます。さらにごみを
焼却するための中間処理施設から一連の処理過程において発生いたします特別管理一般廃棄物であ
る焼却灰の最終処分に関しましても、それぞれの市町村の処理方法は、処分先は異なりますが、民
間施設で処理している現状と伺っております。

なお、井出議員さんも御承知のとおり、今後の佐久地域の各市町村のごみ処理の方法についてで
ございますが、小諸市がごみ処理施設を来年から稼働させ、佐久市・北佐久郡環境衛生組合では、
佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の組合構成自治体と南佐久郡内の全町村を加えた10市町村
のごみを処理する計画で進められているところでございます。

小諸市及び佐久市・北佐久郡環境衛生組合によりますと、最終処分に関する方法につきましては、
様々な方法を検証しながら処分方法について検討をしたいと伺っております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 答弁願います。

消防長、林君。

○消防長（林忠幸君） 井出議員の御質問の救急搬送体制についてお答えいたします。

平成26年度の救急搬送の状況でございますが、3年間を比較して御報告いたします。

平成24年度の救急出動件数は9,125件となっております。翌平成25年度は214件増加

して9,339件でございます。平成26年度は平成25年度より627件増加して9,966件となり、過去最高の救急出動件数でございます。平成26年度の救急種別では、急病が5,930件で59.5%、一般負傷が1,645件で16.5%、交通事故が698件で7%、転院搬送1,424件で14.3%、その他269件で2.7%となっております。

年々高齢者増加傾向にあり、当面救急出動件数は増加が見込まれます。こうしたことから、佐久広域連合消防本部では、増加し続ける救急出動に対しまして、真の救急利用者が利用できるよう、救急車の適正利用につきましても普及啓発を行っております。

続きまして、不応需の状況と対策についてお答えいたします。

佐久医療圏では、救急隊が病院収容を依頼して1回目の連絡で収容に至らない救急件数は増加傾向にあります。内訳でございますが、平成23年度8.8%、平成24年9.8%、平成25年11.2%、平成26年15.1%、平成27年11月現在17.9%であります。佐久医療圏内には一次、二次、三次医療機関がございまして、救急隊が2回以上病院に連絡を要した救急につきましても、最終的には佐久医療圏の医療機関にほとんどが収容されております。

続きまして、不応需の対策につきましてもお答えいたします。

消防本部としましては2点の実施がございます。対策の1点目でございますが、消防指令センターから出動救急隊へのリアルタイムの情報提供です。病院への収容依頼は救急隊から病院に連絡を入れております。救急出動が重複した場合は、同じ病院に収容依頼が集中しないよう指令センターから出動救急隊にリアルタイムで情報を提供するものでございます。

2点目でございますが、不応需の増加につきましても、関係団体と病院収容の判断基準の協議を開始しており、各医療圏同士の連携を深めていただくことも大切だと考えております。また、直接不応需とは関係ありませんが、医療機関側の努力といたしまして、佐久医療センターがドクターカー、及び転院搬送の改善に取り組んでおります。これにつきましても、消防で使用した廃棄予定の救急車を多目的に活用するものでございます。転院搬送につきましても、主に佐久病院本院から佐久医療センター間の転院搬送を、佐久医療センターが独自で行うものです。現在最終調整をしておりますが、来年度につきましても、転院搬送の減少を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 井出君、再質問よろしいでしょうか。

5番、井出君。

○5番（井出節夫君） それでは、再質問いたしますけれども、最初の1点目のこちよい安全な生活圏づくりというところで、先ほど連合長のほうから答弁いただきましたけれども、この間の佐久市議会でも何回か質問がありまして、答弁いただいております。一番最初にちよつと言われたことが気になったんですけども、この米軍機の轟音の問題で、不明と、飛行ルートはもちろん不明ですけどもね、どこの機体かわからないというような問い合わせに対しても答えているというようなこ

とは、日本の空の、特に佐久の空を飛んでいる飛行機がどこの国の飛行機なのか、自衛隊なのか米軍なのか、民間なのかかわからないという事態が、県のほうにも問い合わせでもあるということなので、1の(1)の最後には基本的には国が対応すべき問題だという答弁でありましたけれども、この問題について市議会でも子ども議会でも言われましたけれども、今日の質問はそういうふうには言わないで、広域連合としてあった対処をすると、これまでも佐久市長としていろいろ御努力をいただいているということは承知しておりますけれども、広域連合の連合長として改めて県や国へ立場を変えて御意見を申し上げるというような点ではどうなんでしょうか。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○広域連合長（柳田清二君） この問題のそのオスプレイの話も話題なのかもしれませんが、一番大きな課題というのは、議員の御指摘の点、大きいと思うんですね。日米安全保障条約というものがあることによって、日本の安全というのが守られているということは建前、これ、実態はちょっとどうであるかというのはいろんな議論があるでしょうけれども、そういう建前ですね。その建前においてこの上空ですね、日本の国土において米軍機であるものは、お聞きしてみると、照会においては、佐久市の、広域というよりは佐久市ということなんです、何月何日、何時ごろに寄せられているものはどうなんだとこういうふうには照会するんです。先週の金曜日ごろあったのは何ですかと質問しているんじゃないかと、何月何日の何時から何時まで飛行したのものについてはどこの航空機ですかという、そういう質問をしているんですね。それについては、このAに対しては米軍機です。Bについては自衛隊機です。対象になるものがない、そういう答えになっています。それを質問に対しての答えとしては、私は不十分だというふうに思います。

違う言い方をすれば、これは米軍の問題というよりは日本の防衛の問題と思いますが、国土の中において米軍機であるものが飛行していることを確認していると。それは一つの事実として受けとめるべきなんです、自衛隊もそうですが、どこの国の何が飛んでいるかわからないという事態において、何も対処しないということは、国防上許されることなのかと。ちょっと実は先ほど答弁で言いましたが、政務官にお会いしたときもそれでよしとするんですか、この国はど。日本という国は何が飛んでいるか、どこの国のものが飛んでいるかわからないのを放置しているんですかねと。これは米軍機でないとするならば事はもっと重大であって、どういう事態なのかということをお聞きしているということでありまして、それについての米軍への調査を行うということでもありましたので、いろんな答えがあると思いますが、引き続きのお答えを求めていくことをしたいと思います。

一方で、今の話の、長野県市長会については当然私も当事者で出ていますし、小諸市長さんも出ているんですけども、ちょっと部会になると、北信越市長会は部会ごとにこうやってやりますので、私が担当する部会ではこの議論が取り扱われているところではなかったので細かい話、どういう議論が行われているかっていうことは承知をしていますが、事務局から聞く話においては、お話の

とおり、どこの国のものが飛んでいるかわからないという事態に漫然としているということに問題があるということでありました。

広域としてどうするかということについては、この防衛省としてのお答えでありますとか、市長会の動きについて、国の御対応もあるのではないかというふうに思っておりますので、その推移を見て対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（相原久男君） 5番、井出君。

○5番（井出節夫君） この問題について、春先多かったわけでした、実態を私らも聞き取りながら、共産党の県議団と地方議員団で5月19日に県知事に行って、午後は国会ということで行って来て、私も話をしてきましたけども、外務省、防衛省、国交省と、国交省は昔の運輸省ですね、ここが航空管制しているわけですから、この係官と話をしたんですけども、横田エリアは管制は米軍の基地の管制になっていますけども、全体的な航空管制については全て国交省が握っているということですから、米軍機であろうと日本の自衛隊だろうと民間であろうと、全て航空管制は通っているというふうに答弁しているんですね。それは当然ですよ。通っているなら何月何日、何分佐久の上空とまでこちらは問い合わせしているんだからきちっと答えなさいよというふうに、当時一緒に同行しました井上哲士参議院議員とか言っていましたけどもね、それはそういうことは答弁できると言っています。そちら側ではそうやって言っておきながら、我々が県に問い合わせるとよくわからないようなことを言っているもので、この点についてはもう一度きちっと確認した上で、そんな知らない、わからないなんていう、先ほど連合長が言われたように国籍不明みたいなのが飛んでいるなんてとんでもないことですから、ぜひその辺は引き続きやってほしいと思います。

それと、先ほど答弁の中で一言ありましたけれども、最近の県と関係市町村の話し合いの中であれですかね、騒音測定装置をつけるというような話は出たと伺いましたけれども、もう一度その辺の具体的なことを、何か群馬県かなんかでは何基かつけているという話を聞いたんですけど、その辺伺えますか。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○広域連合長（柳田清二君） そうです、その話もしています。市長会についてもそのことには触れてるものですから、その騒音の測定を御指摘の群馬県でもしていますし、長野県でもしていくべきだということで、お話をしています。それについての答弁というのはまだです、県から来ているのはですね。測定をしていくことや、あるいは先ほど来問題となっている情報公開ですね、情報の提供というものであったりとか、そういったものについても要望を申し上げたということの性格のほうが強いのだというふうに思っています。

県の方としては、その取りまとめをしてもらうということでありまして、実際にどういうふうな形になるかわかりませんが、少し間を置いてありますけれども、大変大切なことですので、そういったものについては対応はしていきたいというふうに思っています。そのことが書か

れて、突き詰めていけばその装置誰がつけるんだという話になりますので、私どもの立場とすれば、そういったものに対しての国防に関する話でありますので、できれば国において設置してもらいたいというふうに考えています。

○議長（相原久男君） 5番、井出君。

○5番（井出節夫君） この測定装置をつけるということはね、国の話もありますけれども、やろうと思えば地方自治体でもできるわけですし、ぜひそういうのは一生懸命やっていると飛んでこないという話もありますから、ぜひつけてきちとした測定をしてこれだけの轟音なんだということ、本当に目で目視できる範囲にでかい機体が飛んでくるわけですから、私どもも本当にびっくりしますよ。ぜひこういうことは先ほどの最初のテーマのように、やっぱり安心・安全な佐久の上空という点ではやってほしいと思います。

横田エリアの問題については、先ほど連合長から答弁あったように、これは日米地位協定の問題でありますけれども、だからといって余り自由にこの空を飛んでいいというのは許すわけではありませんが、これはまたしかるべきところでぜひそうした区域の日本への返還という点で頑張ってもらいたいというふうに思います。

次の2点目のごみの処理問題ですけれども、これは平成10年から広域計画を作っている形でやってきて、佐久地域でごみ焼却場を1カ所にするというような計画がありましたけど、その中間処理施設については、今違う方向で進んでおりますけれども、いずれ小諸市とそれ以外というふうな二つの焼却炉になるという今方向で進んでいるわけですし、そういう点ではその先の焼却灰の最終処分という点では、それぞれ処理するというか、それよりは広域計画に書いてあるわけですから、その中でもう少しきちっと広域連合として検討する余地はあるのか、それともそれぞれの二つの焼却炉を持っている一組なり小諸市でそれぞれ処理しなさいというふうに考えているのか、その辺はどうなんですかね。

○議長（相原久男君） 事務局長、臼田君。

○事務局長（臼田純武君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成10年8月に策定されました、先ほど申し上げましたごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化の推進に関しまして指定する考え方はないかと思いますが、先ほどお答えいたしましたとおり、今後の対応方法といたしましては、小諸市と佐久市・北佐久郡環境衛生組合での枠組みの構成によりごみ処理することになった経緯を考えてみますと、ごみ処理に関しましてはごみの分別収集から焼却場、最終処分につきましては、自治体の責務となっておりますので、それぞれの考え方や取り組みを十分尊重しながら、進められるものと考えております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 5番、井出君。

○5番（井出節夫君） この広域計画は平成23年から27年という、今年度から新しいのを作って

いると思うんですけど、この中に先ほど申しましたように、この中の26ページに広域的なごみ処理の推進に関するところの一番下のところに最終処分場も広域として統一的にやるということが書いてあったから質問したんですけどね。この最終処分場問題については、非常に大変なんです。今、佐久市と軽井沢町の佐久クリーンセンターがあるんですけども、ここの焼却灰は現在山口県の宇部市に持って行っているんですね。その前、今年の2月までは山形県の村山市と、ちょっとここの処分場はいろいろあって山口県に移したんですけどね、放射線廃棄物のセシウムが混在しているというようなこともあって、近隣の市町村では受け入れてくれないと。今度、小諸市以外の人たちは皆持ってきてもそれを一緒にまぜるわけですから、新しい佐久市・北佐久の環境施設組合のものは、多かれ少なかれこのセシウムが入っているのは間違いないですから受け入れてくれないというような、そういう遠方まで今持って行って苦労しているということがあります。

私も最近福島にも行きましたけれども、福島以外に持って行けないから除染した土をその近所にばっと積んであるわけですね。3年ぐらいすると劣化すると言っていますけども。そういうことも含めてそうですけれども、いずれにしろ自分のところを出した一般廃棄物については、その自区内処理というのが先ほど局長の答弁にもありましたけども、それは原則ですから、ぜひこの点については佐久広域内の焼却灰については、この広域内、どこかで処分することについて、具体的な実施計画を立てて検討すべきだと思うんですけども、その辺、連合長としてどうでしょう。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○広域連合長（柳田清二君） 今のお話の事実関係としてはそのとおりなんです。それはどの廃棄物においても自区内処理というのは基本線、それが原理原則というものだというふうに思っています。そして、佐久地域においては最終処分ということについて、かつてというか、あるときまでは自区内処理ができていたと、こういう時代があったわけですね。そして、そういったものについては、これも実際にはフジコーポレーションがやっていました。フジコーポレーションが行っていたフジ式というその処分方式に関しては、環境省においても認められたものでありますし、これは放射能が入ったものであったとてこれは同様でありました。

しかしながら、このフジコーポレーションが放射能が入っている廃棄物について処理をする、現実的には地元の合意形成やそういったことについての困難があったことは、議員さんも御承知のとおりだと思います。そしてこれを拡大をしていこうとすることについて、地元の合意が得られないがゆえに、これを拡大することを断念する。そのことによって、放射能入りの、放射能の入った焼却灰というものを、自区内処理を行うことができない状況になってしまった。佐久地域がですね。できない状況になってしまった。私はこの事態において、日々この佐久地域全体、今の部分で申し上げているのは中込中央区にあるクリーンセンターのことですけども、そのことが自区内処理ができなくなった以上、現実的に現実的な対応をし得るものとして、それぞれ山形県、あるいはまた山口県にその焼却灰を最終処分をしていただける、そういった場所を求めたということでございます。

これは、言うはやすし行うはがたしということでございまして、最終処分場の場所の選定、合意形成を整えるということ、そしてまたその事業主体というものをみずからが行うのか、あるいは民間によって委ねるのか、さまざまな課題がある中において、一朝一夕によってそれを解決していくということは、大変困難な状況だというふうに思っています。現実的に現状において、10市町村、かわりを持つ佐久市・北佐久郡の新クリーンセンターを今作ろうとしているところであります。おのずとその最終処分にかかわる課題というものには直面することではあります、しかしながらその場所の選定であるとか、現実的な選定、建設というふうになった場合においては、大変高いハードルですね、そこにはあるなど。議員さん御指摘の自区内処理というのは原理原則としながらも現実対応していくことはなかなか難しい実態があると。そういう意味では、実際にお相手も民間ですから、今山口県ですね。いつか受け入れませんよということになることについては、大変私どもとしては窮地に追い込まれる場面もある。そういう意味ではリスクを分けるために、山口県だけではなくて、そうではない方法ということも複数分散をしていくということもリスク分散として考えていく必要も現実的にはあると思いますし、究極的には自区内処理ということも考えなければいけない時代もあるのかなと思います。

縷々申し上げましたけれども、大変厳しいこの最終処分場、加えてこのセシウムという放射能が入ったということについて、より問題を難しくしてしまったという、そういった実態があることをぜひ御理解をいただきたい。必ずしもオール・オア・ナッシングで全てバツ、全て丸ということではないんですが、難しい課題であるということをお理解の上、また御提案いただければ大変ありがたいなと思います。

○議長（相原久男君） 5番、井出君。

○5番（井出節夫君） 非常に大変な課題ではありますけれども、そういう方向を目指すことでありますし、民間依存ということではなくて、やはり地方自治体が責任を持ってやっていくという方向で必要な部署を決めてやっていくべきだということを進言しておきます。

3点目の緊急搬送体制の問題で、今実態をお聞きしました。1万件近い救急搬送ということで、非常に御苦労願っているということです。3年ぐらいの間に1,000件ぐらい増えたということでもありますけれども、先日、佐久市議会、昨日閉会したわけですが、社会委員会が行われまして、そこで浅間病院の村島院長さんの話がありましたけれども、病院としてはどういう理由で不応需になるかという理由について、こんなことを言っておるわけです。手術中である、病院側としてはね、別の救急車に今対応をしている、専門医がいない、受け入れベッドがない、こういうような形であるわけですね。長々そういうふうにして電話で言われて、救急車は動きがとれないというような話で、今お話を聞けば2回以上電話しなければならない件数が23年度ころから比べると8.8%が17.9%と倍増しているというようなことなんでね、やっぱりせつかくこういう三次救急まできちっと佐久広域の中でできる体制が整いながら、こういう事態がどんどん増えていると

いう事態に、私も憂慮をしているわけですが、ぜひこの点は、先ほど2点ほど対策を練っているというような話もありましたが、ちょっと調べましたら佐賀県では、2011年からは救急ネットというのがありまして、県内の全救急車50台ぐらいだそうですけれども、タブレット端末のアイパッドを持って、それを見ればすぐに現場の救急隊員の、それを見ればどこの病院に今搬送をすればいいということがすぐにわかると。そこで電話をしてそこへ行くと。そうすると、当然そのシステムを活用していますから、そこのところは消えて次が残ってくるという。それで活動が終わればまた電気がついていくというようなものを持ってずっと動いているというようなことで、今そうした救急ネットみたいなアイパッドなどを装備した、そういう救急が全国で8県ぐらい、県レベルだそうですけれどもやっているというような話も聞きましたし、そういう点では各病院の受け入れ態勢がリアルタイムでわかるようなそういうシステムを構築するべきだというふうに思っているんですけども、そのようなシステムというのは検討されたことは、佐久広域連合としてはあるんですかね。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○広域連合長（柳田清二君） 話題としてそういう機器としての対応ということも話題になったことはあります。それは何というんですか、テーブルの議論としてということであるかどうかということについては、取り扱いについては正確にそうやっているわけじゃないですけど、話題としてなっていることはあります。今の説明でもありましたけど、消防のほうで消防長中心に、その病院のほうとの対応ということとはとっているのでありますけれども、根本的な問題として、これ機器の問題というよりは、マンパワーの問題ということのほうが大きいというふうに思います。今村島先生のお言葉の引用がありましたけれども、基本的には人が足りない、ベッドが足りないというのが現状だというふうに思っています。

そして、この地域完結型医療という形で行っている中において、つまりICU、ACUというところ、佐久医療センター三次救急でいうと、そういったところのベッドであるとか、それを対応する先生方が十分というふうにはいかない。ICUから一般病棟に移す、一般病棟の力はどうか、あるいは一般病棟から他の病院に対して戻す機能というのはどうであるかということ考えた場合に、佐久医療センターだけで完結するというものではない。その周辺にある、それは浅間病院もそうですし、小諸厚生さんもそうですし、あるいは小海の分院の皆様においてもそうだと思いますが、地域に戻していくという力、地域での受け皿としての力というものをつけるということが必要だと。そのことによって、佐久医療センターの一般病棟というものの余裕高を見ていくと。それに対してのICUの送っていくという力を持っていく、こういったことが私たち、整理していく中では必要なことだなと。それを行うためにはやはりマンパワーとしての対応が必要ということになっていくんだというふうに思っています。

今の佐久医療センターの応需率、数字出ましたけれども、この数字に対して高いというふうに

印象を持たれるか、低いというふうに印象を持たれるかわかりませんが、これが高まってきているのは事実でありますけれども、佐久地域でこの率というのはどの病院よりも低いです。どの病院よりも低いです。ほかの病院に関しては不応需率はもっと高いです。そういう意味でいえば、私は佐久医療、佐久総合病院としても、でき得る限りの努力はされていらっしゃるんじゃないかなという思いも持っているところであります。

そして、答弁の中にもありましたけれども、結果的には先ほど御質問にもありましたけれども、2回目、3回目の不応需率が続く、そのことによってもう一回佐久医療センターに電話することによって、結果的にはじゃあお連れくださいということで対応していることがほとんどであります。そういう形でいうと、実際に佐久圏域の中においてとどまることができない、あるいは治療することができない、全くもって対応ができなくて、そして他の地域に患者さんが運ばれるというのは非常にまれな場所であります。そういう意味では、佐久地域の医療体制というものについては、皆さんの御理解をいただく中で高まっているというふうに思っております。

佐久医療センターの今の入院の皆さんの約20%が上小からのお客様、患者様でいらっしゃる。そういうことを考えても、地域全体、佐久地域だけではなくて東信地域、上小地域の皆さんも御協力をいただいて対応していくことが必要だというふうに思っているところであります。議員さんのマンパワーではない機器としてのアイパッドとかそういうものを使っての、タブレット端末等を使っての工夫ということもあろうかと思っておりますし、協議する中でまた検討していきたいというふうに思っていますが、根本的には私はマンパワーの不足によるものというふうに思っております。ぜひとも御理解をいただきますとともに、私どもも努力をしていきたいと思っておりますので、御協力を賜りたいというふうに思います。

○議長（相原久男君） 5番、井出君。

○5番（井出節夫君） マンパワーの不足という、これ先ほども申しましたように、受け入れベッドと専門医の問題が一番あるわけですが、救急指定病院というのがあってそこに行くと思うんですけども、私民間じゃなくて医師会の中に専門医の先生方が大勢いらっしゃいますもんで、そういう人たちが夜間に例えば待機するとかね、そういうようなことっていうのは救急指定病院じゃなきゃ難しいとか、あるいはそういうところがいっぱいだったら、不応需の率が上がっていったら、誰か当番を決めておいて、そののところに持ってもらうとか、内科は、外科はこの人っていうふうなことで、医師会の力も借りるというふうなことは、現実的というか、話し合いできるんじゃないかな。私はわかりませんが、そういうことをしなければ絶対に17. 幾つまで来たわけで、4、5年前よりも倍になったわけですから、あちこちに行ってその話を聞くわけですよ。行った救急隊員にしてみても、行って何とかしようと思っても行くところがないなんていうね、この事態はマンパワーがもし不足しているのがそれが大きな原因とすれば、そこまで広げていくようなことを、こちらとして考えていく必要があると思うんですけども、その辺最後の質問ですけども。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○広域連合長（柳田清二君） 話し合いとしては、これは佐久広域にも当たる話でありまして、小林保健所長さんを中心に、その議論をしていただいていますし、小林所長さん自身、大変に御熱心に取り組んでおります。そういったことの議論の進みも期待をしたいというふうに思っています。

一方で、今の平日夜間の救急と休日小児の救急に関しては、開業医の先生方も御協力をいただいで対応をとっているという形であります。それぞれの医療従事される方々の中において御努力もいただく中において、なお一層ということも申し上げさせていただきたいと思ひますし、そういう意味でもそれぞれの連携をとって病院完結ではないですから、地域完結という形でありますので、そういった議論についてぜひとも御期待を申し上げたいと思ひますし、既に始まっているものもありますので、こういったものの拡大ということも考えられるのではないかとこのように思ひます。

○議長（相原久男君） 5番、井出君。

○5番（井出節夫君） はい、どうもありがとうございました。

大きなテーマですね、本当に安心して住める佐久地域をつくるという点での環境問題に始まって医療の問題なわけですがけれども、ぜひともいろんな知恵を絞って頑張ってもらいたいと思ひますし、我々議員としても頑張りたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（相原久男君） 以上をもって、井出君の質問を終結いたします。

○議長（相原久男君） お諮りいたします。

議事都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。

再開時刻は午後3時35分といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、再開時刻は午後3時35分といたします。

(午後 3時25分)

○議長（相原久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時35分)

◎日程第7 議案の質疑

○議長（相原久男君） 日程第7 これより議案の質疑を行います。

議案第34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第34号の質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第35号の質疑を終結いたします。

議案第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第36号の質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第39号の質疑を終結いたします。

◎日程第 8 議案の委員会付託

○議長（相原久男君） 日程第 8 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

○議長（相原久男君） ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩といたします。

（午後 3時37分）

○議長（相原久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4時10分）

◎日程第 9 付託議案の委員長報告

○議長（相原久男君） 日程第 9 付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告を願います。

総務委員会委員長、市川君。

〔総務委員長 市川稔宣君登壇〕

○総務委員長（市川稔宣君） 本定例会において当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。大変慎重審議いたしました。

議案第 34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当委員会では、原案可決するものと決しました。

次に、議案第 35号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定についてであります。当委員会では原案可決するものと決しました。

次に、議案第 36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。当委員会では原案可決するものと決しました。

議案第 37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定についてであります。当委員会では原案可決するものと決しました。

議案第 39号 平成 27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第 2号）についてであります。当委員会では原案可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（相原久男君） 議案第34号から議案第37号まで、及び議案第39号の5件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔総務委員長 市川稔宣君降壇〕

これより議案第34号から議案第37号まで、及び議案第39号について、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

初めに、議案第34号 佐久広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 佐久広域連合行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 佐久広域連合職員の再任用に関する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告を願います。

経済建設保健衛生委員会委員長、市村君。

〔経済建設保健衛生委員長 市村守君登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（市村守君） 御報告いたします。

本定例会において当委員会に付託になりました案件につきまして、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）について中、歳出4款衛生費について、当委員会は原案可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（相原久男君） 議案第38号について、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 市村守君降壇〕

これより、議案第38号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第38号 平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 閉会宣告

○議長（相原久男君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成27年佐久広域連合議会第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 4時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 相 原 久 男

署 名 議 員 小 林 貴 幸

署 名 議 員 菊 原 初 男